寒河江市告示第１６号

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年５月２８日法律第６５号）第１９条第１項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を定めたので、同法第１９条第８項の規定により公告し、当該計画を常時備え置いて縦覧に供する。

令和７年３月３１日

寒河江市長　齋 藤　真 朗

１　地域計画を定める地域

（１）　寒河江地区

（２）　南部地区

（３）　西根地区

（４）　柴橋地区

（５）　柴橋第一地区

（６）　高松地区

（７）　白岩地区

（８）　醍醐地区

（９）　三泉地区

２　地域計画の縦覧場所

寒河江市農林課　寒河江市中央一丁目９番４５号